

ご相談はお済みでしょうか？

金田会計は皆様のよきご相談相手になることを目指しています。

2017.8

～速報～ 税制改正で使いやすくなった！！

# 持分なし医療法人を活用した相続税対策

ご案内

「持分なし医療法人への移行特例」が大幅に使いやすくなりました。



平成19年4月1日前に設立された医療法人の多くは、社員に出資持分の払い戻しを認める「持分あり医療法人」です。持分あり医療法人の出資持分は、社員個人の財産として相続税の課税対象とされ、社員他界時には相続税が課されています。この問題の解決策として、社員他界時に相続税が課されない「持分なし医療法人」への移行が推奨されてきましたが、条件が厳しく普及しませんでした。この制度がH29税制改正で条件緩和され使いやすくなりました。

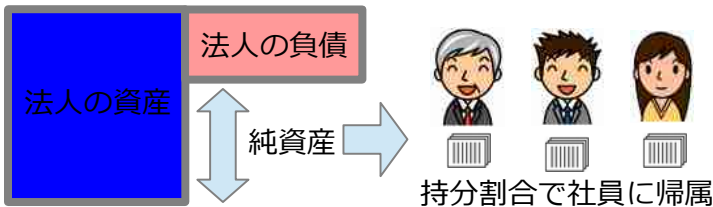
## 1 持分あり医療法人とは？

持分あり医療法人

社員に「出資持分の払い戻しを受ける権利」を認めた医療法人を言います。

出資持分 = 医療法人の時価純資産 × 持分割合

出資持分は相続税の課税対象となります！



～出資持分に課税される相続税を試算～

出資持分1億円 × 相続税率30% = 相続税3000万円！？

(出資持分の相続税評価額が1億円、実効税率が30%と仮定)

出資持分に対する相続税対策は必要不可欠です。

## 2 持分なし医療法人とは？

持分なし医療法人

社員が「出資持分を放棄」した医療法人を言います。出資の払い戻しは認められません。



全員で出資持分を放棄！  
放棄後は相続税の課税はありません。

～弱点も～

- 持分放棄後、出資持分の払い戻しは不可能に。
- 残余財産は国や地方自治体等へ帰属。

Q：出資持分払い戻し以外の方法で、法人で余ったお金を社員に戻す方法はありますか？

A：退職金・地代家賃・給与を調整し、お金を社員に戻すことができます。

弱点もありますので、慎重にご判断下さい。

## 3 なぜ、今まで普及しなかった？

○持分放棄時に、国税が定めた条件を満たせない場合、放棄された持分に対し、医療法人に多額の贈与税が課されてきました。

○この国税の条件が高すぎ、事実上、超えられないハードルとなっていました。

○持分を放棄 = 医療法人に対する財産権の消滅と考えると、移行に抵抗感もありました。

★贈与税が課されない条件★

- ①社員・理事・監事・使用人等の関係人に特別な利益を与えないこと
- ②理事及び監事の報酬が不当に高額とならないような基準を定めること
- ③営利活動をする者等に寄付その他の特別な利益を与えないこと
- ④法人の遊休財産額が直近期PLの事業に係る費用の額を超えないこと
- ⑤法令違反、帳簿の偽装・隠蔽、その他公益に反する事実がないこと
- ⑥社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の100分の80超であること
- ⑦自費患者に対し請求する金額が社会保険診療報酬と同一の基準で計算されること
- ⑧収入金額が医師給与・看護師給与・医療の提供に直接必要な経費の100分の150の範囲内であること

⇒これらの条件は、大半の医療法人で満たせるものと考えられます。

⇒現在、パブリックコメント募集中で、内容は若干変更になる場合があります。

## 4 H29税制改正では？

★高すぎるハードルとなっていた持分放棄時の贈与税課税の条件が緩和・一部撤廃されました。

★期限がH32.9まで延長されました。

(手続)

- ①持分なし医療法人への移行計画を認定申請
- ②移行計画に沿って持分放棄（定款変更）
- ③移行後、次の条件を6年間に渡って維持
- ④条件維持の確認⇒6年後、贈与税課税なし確定

